

これからの人生に確かな安心とゆとりを

優遇金利定期貯金 はじめくん

取扱期間 令和8年4月1日(水) ▶ 令和9年3月31日(水)

- 令和8年4月1日以降に新規に公的年金・給与振込を当JAに指定された方
- お預入れ日の1年以内に退職金をお受け取りになられた方
かつ当JAで公的年金振込(予約含む)のご指定をされた方

組合員または
組合員と同居の家族
かつ
当JAへ新規に
お預けいただける方
(ニューマナー)

適用
金利
年

1.50%

(税引後 年1.19%)

組合員または
組合員と同居の
ご家族以外の方
(普通貯金から
の振替可)

適用
金利
年

1.20%

(税引後 年0.956%)

※上記金利の適用は初回満期日までとなります。 ※次回継続時は継続時の店頭表示金利が適用されます。

ご契約額 10万円以上500万円以内(退職金については受取金額まで) 期間 1年 自動継続

ご利用いただける方 個人の方
・令和8年4月1日以降に新規に公的年金・給与振込を当JAに指定された方
・お預入れ日の1年以内に退職金をお受け取りになられた方かつ当JAで公的年金振込(予約含む)のご指定をされた方

※中途解約された場合、当JA所定の中途解約利率が適用されます。 ※利息に 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)が分離課税されます。
※既に当JAにお預けいただいている定期貯金から本商品に切り替えることはできません。 ※「はじめくん」の商品内容は、お近くの支店窓口までお問合せください。
※金利環境の変化等により適用金利変更となる場合や取扱いを中止させていただく場合があります。

詳しくはお近くのJA遠州中央支店窓口まで
お気軽におたずねください。

ときめきネットワーク
JA遠州中央



各種ローンのご相談は



JA Instagram



JA 公式LINE

【商品概要説明書】

(令和8年4月1日現在)

1. 商 品 名	●スーパー定期貯金(単利型)(愛称:はじめくん)
2. 販 売 対 象	<ul style="list-style-type: none"> ●個人 ●R8.4.1以降に新規公的年金振込指定者、新規給与振込指定者(5万円以上) ●お預入れ日の前1年以内に退職金をお受け取りされた方かつ当JAで公的年金振込(予約含む)の指定をされた方 ●他の金融機関にてお受けになった退職金を当JAへお預けいただく場合も対象となります。その場合には、お申込時に「退職所得の源泉徴収票」や「退職金受取口座の預金通帳」等、退職日や退職金入金日・金額を確認できる書類のご提示をお願いいたします。 <p>※既に当JAにお預けいただいている定期貯金の中途解約及び満期の資金は対象外となります。</p> <p>※公的年金とは、国民年金・厚生年金・共済年金および農業者年金に限ります。</p> <p>※本商品をお預かり期間中は、上記取引を継続していただくことが条件となり、条件が満たされないことが判明した場合は、その時点で中途解約をしていただきますので、あらかじめご了承ください。</p>
3. 取 扱 期 間	●令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)
4. 期 間	●12か月自動継続(元金継続または元利金継続)
5. 預 入 方 法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入制限 (4)預入単位 (5)預入形態 (6)預入条件	<ul style="list-style-type: none"> ●一括預入 ●10万円以上500万円以内(退職金については受取金額まで) ●取扱期間中の契約本数に制限はありません。 ●1円単位 ●総合口座または定期貯金通帳への預入に限ります。 ●取引の公平性を確保するため、過去または契約前後における年金・給与振込口座の取引状況やお預入れ資金の解約、出金状況等のお取引状況を踏まえ、当JAの判断により本商品のご利用をお断りする場合があります。 <p>例)当JAにお預入れの定期貯金を解約し、お手元で保管や他行(当JAの他支店を含む)に預入れ後、再度現金もしくは振込等により入金された資金によるご契約</p>
6. 払 戻 方 法	●満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税 金 (5)金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ●預入時の取引に応じて以下の特別金利を初回満期日まで適用します。次回継続時には自動継続時の店頭表示金利を適用します。 ①組合員または組合員と同居の家族かつ当JAへ新規にお預けいただいた方は1.50%を適用します。 ②①以外の方は1.20%を適用します。(普通貯金からの預け替えは対象) ●新規お預入れ資金については当JA以外からのお振込み、現金入金等が1か月以内の資金に限ります。(退職金については、お預入れ日の前1年以内にお受け取りされた資金に限ります) ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ●20.315%(国税15.315%、地方税5%)*の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ●金利は店頭またはホームページに表示しています。
8. 手 数 料	—
9. 付 加 可 能 な 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ●総合口座の担保に組み入れることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ●通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。 ●マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
10. 中 途 解 約 時 の 取 扱 い	<ul style="list-style-type: none"> ●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満……………解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満……………約定利率×50%
11. 貯 金 保 険 制 度 (公的制度)	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または金融部(電話:0538-36-7039)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
13. そ の 他 参 考 と なる 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ●本商品はATM・JAネットバンクでのご契約・ご解約はできません。 ●金利環境の変化等により、適用金利が変更となる場合や、お取扱いを中止させていただく場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。